

平成30年第3回隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成30年8月9日(木)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 平成30年9月10日(月) 14時35分宣告
4. 閉会(閉議) 平成30年9月11日(火) 11時28分宣告

5. 出席議員

|    |       |     |      |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 松新俊典  | 8番  | 池田賢治 |
| 2番 | 並河孝成  | 9番  | 安部大助 |
| 3番 | 西尾幸太郎 | 10番 | 平田文夫 |
| 4番 | 中濱堯介  | 11番 | 吉田雅紀 |
| 5番 | 柏原広行  | 12番 | 中島謙二 |
| 6番 | 村上三三郎 | 13番 | 米澤壽重 |
| 7番 | 高松照佳  | 14番 | 井尻義教 |

6. 欠席議員  
なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |            |      |
|--------|-------|------------|------|
| 広域連合長  | 池田高世偉 | 介護保険課長     | 藤野則子 |
| 副広域連合長 | 升谷健   | 隠岐島前病院事務部長 | 天草巧  |
| 同      | 平木伴佳  | 隠岐病院事務部長   | 齋藤英典 |
| 同      | 大江和彦  | 同 総務課長     | 齋賀光成 |
| 同      | 高宮克彦  | 同 医事課長     | 山崎章  |
| 同      | 川崎康久  | 消防長        | 久永吉人 |
| 事務局長   | 野津信吾  | 消防次長       | 藤田正峯 |

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 福島康利 書記 山崎一美

9. 会議録署名議員

9番 安部大助 10番 平田文夫

10. 議事日程 別紙のとおり

11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 該当なし

12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 同意第3号  | 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について         |
| 認定第1号  | 平成29年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第2号  | 平成29年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第3号  | 平成29年度 隠岐島前病院事業特別会計決算認定について   |
| 認定第4号  | 平成29年度 隠岐病院事業特別会計決算認定について     |
| 認定第5号  | 平成29年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 報告第1号  | 平成29年度の公営企業に係る資金不足比率報告書       |
| 議 第29号 | 平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）    |
| 議 第30号 | 平成30年度 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）    |
| 議 第31号 | 平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）      |

13. 選挙の経過 該当なし

14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照

15. 常任委員会委員の選任 該当なし

16. 議会運営委員会委員の選任 該当なし

17. 傍聴者 4名

議事の経過

**○議長（井尻 義教）**

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成 30 年第 3 回定例会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

本定例会には、同意案件 1 件、決算認定案件 5 件、報告案件 1 件、補正予算 3 件を含めた 10 案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いいたしご挨拶といたします。

**《号 鈴》**

ただいまより、平成 30 年第 3 回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は先ほど報告のとおり全員出席でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議宣告 14 時 35 分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

**日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。**

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第 126 条の規定により、9 番・安部大助議員、10 番・平田文夫議員を指名いたします。

**日程第 2 「会期の決定」の件を議題といたします。**

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 9 月 10 日から 11 日の、2 日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日、9 月 10 日から 11 日までの 2 日間と決定いたしました。

**日程第 3 「諸般の報告」をいたします。**

諸般の報告につきましては、お手元に配布をいたしました別紙 1 諸般の報告一覧を参照願います。

池田広域連合長の開会のあいさつを願います。

**○番外（池田広域連合長）**

平成 30 年第 3 回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第 3 回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

朝夕はだいぶ涼しくなりましたが、まだまだ残暑厳しい今日この頃、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は、連日の猛暑を受けて、「ひとつの災害と認識」との気象庁の報道もあったとおり、記憶に残る夏になりました。また 6 月には大阪府北部地震、7 月に

は西日本豪雨に伴う土砂災害等で死者・行方不明者が 230 名を超える大災害が発生いたしました。

隠岐広域連合消防本部緊急消防援助隊も第 1 次・第 2 次派遣隊として、7 月 7 日から 7 月 12 日まで広島県呉市において、消防吏員 10 名が活動を行ったところでございます。

お亡くなりになりました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災なされました皆様方にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

さて、任期満了により 5 月に実施されました海士町長選挙におかれましては、「大江和彦」氏がめでたくご当選をなされましたが、ここに改めてお祝いを申し上げます。大江町長様には、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の強力な推進に格別のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、選任同意をお願いすべく議案を上程させていただいております。議員各位におかれましても、ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（井尻 義教）

#### 日程第 4 「議案上程」の件を議題といたします。

同意第 3 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

同意第 3 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」は、「大江和彦」氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

「大江和彦」氏の退場を求めます。

（大江和彦氏の退場）

ただいま議題となりました同意第 3 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長・番外」の挙手あり）

番外 池田広域連合長

#### ○番外（池田広域連合長）

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の 1 ページをお願いいたします。

同意第 3 号 前山内副広域連合長が、5 月 30 日付をもって任期満了により退任されたことに伴い、新海士町長であります「大江和彦」氏を、隠岐広域連合規約第 12 条第 3 項の規定に基づき隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（井尻 義教）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際「質疑」・「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

#### 日程第5 これより「採決」を行います。

同意第3号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

(「起立全員」)

「起立・全員」であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意いたしました。

「大江和彦」氏の入場を許します。

(「大江 和彦」氏の入場、着席)

ただいま全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。

「大江和彦」氏に、就任の挨拶をお願いいたします。

#### ○番外(大江海士町長)

皆様こんにちは。

ただいま隠岐広域連合副広域連合長に選任同意をいただきました、海士町長の大江でございます。

隠岐島そして隠岐広域連合が抱える諸問題・諸課題の解決、克服に向けて皆様方とともに汗を流してまいりたいと思いますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

どうかよろしくをお願いいたします。

#### ○議長(井尻 義教)

#### 日程第6「議案上程」の件を議題といたします。

認定第1号「平成29年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてから、議第31号「平成30年度消防事業特別会計補正予算(第2号)」までの9案件を一括して議題といたします。

ただいま、議題となりました、9案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

#### ○番外(池田広域連合長)

それでは、認定第1号「平成29年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号「平成29年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。平成29年度の各会計の決算監査につきましては、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

議案書では、2ページから6ページまででございますが、別冊の資料1-1の各会計決算書でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号「平成29年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。

歳入総額は、7億1,221万3,053円で、分担金及び負担金、仁万の里派遣職員人件費負担金を含む諸収入が主なものでございます。

続きまして、2ページから3ページをお開きください。

歳出総額は、7億1,053万2,348円となり、総務費において、人件費、レインボープラザ大規模改修工事費、レインボージェット指定管理料が主なものでございます。

したがいまして、歳入歳出差引残額は、168万705円でございます。

次に、認定第2号「平成29年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の14ページから15ページをお願いいたします。

歳入総額は、33億7,918万9,854円で、おおむね予算どおりの執行となりました。

保険料は、第1号被保険者の保険料で、6億1,197万1,289円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は99.51%となっております。今後も、未収金を減らすよう努力いたします。

また、第2号被保険者の保険料は、支払基金から交付を受けており、8億5,271万5,000円となっております。その他の歳入の主なものは、分担金及び負担金、国・県支出金及び繰越金等でございます。

続きまして、16ページから17ページをお願いいたします。

歳出総額は、32億7,975万2,765円で、そのほとんどが保険給付費の29億1,536万5,074円であり、対前年度給付額に対して3.2%の減少となっております。

したがいまして、歳入歳出差引残金は9,943万7,089円でございます。

次に、認定第3号「平成29年度隠岐島前病院事業特別会計決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の28ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し1,463万562円の増収となり、8億4,461万6,562円、病院事業費用は、8億1,253万4,158円の決算となり、収支差引3,208万2,404円の純利益となる決算でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、1億5,343万7,525円の決算となっております。建設改良費、企業債償還金及び投資でございます。建設改良費の内容は、新館、旧館全体の空調システム更新整備等及び医療機器等4品目を整備いたしました。

これらの財源につきましては、企業債、一般会計からの出資金等で、1億3,816万3,000円となっております。収支差引1,527万4,525円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

損益計算書についてご説明申し上げます。

医業損失は、1億7,951万5,154円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、5,619万3,949円となりました。

平成29年度の決算は、3,208万2,404円の純利益となり、当年度未処理欠損金として3億1,442万4,830円を計上することとなりました。

次に、認定第4号「平成29年度隠岐病院事業特別会計決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の34ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し8,473万4,200円の増収となり、30億7,722万1,200円、病院事業費用は、32億5,524万5,573円の決算となり、収支差引1億7,802万4,373円の純損失となる決算でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、3億7,714万4,531円の決算となっており、内容につきましては、建設改良費で医師住宅改修工事及び医療情報電子保存システム更新など、医療機器等14品目の整備と、企業債償還金及び医学生、医療技術学生へ貸し付ける医療技術修学資金が主なものでございます。

これらの財源は企業債、一般会計からの出資金等で3億6,808万2,000円となっており、収入支出差引906万2,531円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、7億6,261万7,076円となり、医業外利益を合わせた経常損失は、9,757万6,963円となりました。また、平成28年度決算に基づく、構成団体負担金の精算等により、特別損失8,044万7,410円を計上してございます。

したがいまして、平成29年度の決算は1億7,802万4,373円の純損失となり、当年度未処理欠損金として38億3,474万2,737円を計上することとなりました。

次に、認定第5号「平成29年度消防事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の40ページをお願いいたします。

歳入総額は、7億551万9,091円で、分担金及び負担金、諸収入、国庫支出金が主なものでございます。

続きまして、41ページから42ページをお願いいたします。

歳出総額は、7億9万9,869円で、総務費は人件費及び消防救急デジタル無線共同整備事業返還金が主なものであり、事業費は災害対応特殊消防ポンプ自動車及び公用車購入費となっております。

したがいまして、歳入歳出差引残金は、541万9,222円でございます。

次に、報告第 1 号「平成 29 年度の公営企業に係る資金不足比率報告書」についてご説明申し上げます。

議案書 7 ページにお戻り願います。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の審査意見書をつけて議会に報告をするものでございます。

次に、議第 29 号「平成 30 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

議案書 8 ページから 9 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費において、超高速船レインボージェットエンジン整備費減に伴う指定管理料の減額が主なものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額と分担金及び負担金の減額が主なものでございます。

したがって、歳入歳出それぞれ 2,479 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 4 億 8,547 万 9 千円とするものでございます。

次に、議第 30 号「平成 30 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

議案書 10 ページから 11 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、諸支出金において、平成 29 年度介護保険給付費等の確定により、国・県及び町村への返還金を増額するものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金、繰越金を増額し、繰入金を減額するものでございます。

したがって、歳入歳出それぞれ 9,127 万 4 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 34 億 6,830 万 9 千円とするものでございます。

次に、議第 31 号「平成 30 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

議案書 12 ページから 13 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費において、職員宿舍借上料を増額するものでございます。

歳入につきましては、繰越金を増額し、分担金及び負担金を減額するものでございます。

したがって、歳入歳出それぞれ 118 万 4 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 7,014 万 5 千円とするものでございます。

以上提案理由のご説明を申し上げますが、何卒、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。



## ○議長（井尻 義教）

以上で提案理由の説明を終わります。

## 日程第7「決算審査報告」及び「平成29年度の公営企業に係る資金不足比率報告」を行います。

石川代表監査委員から決算審査及び平成29年度の公営企業に係る資金不足比率報告を求めます。

（「議長・番外」の挙手有り）

番外 石川代表監査委員

## ○石川代表監査委員

最初に介護保険事業特別会計決算書関係において執行部の方から差し替えをお願いしたところでありますが、私ども監査委員としての対応が悪く、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは決算審査報告及び平成29年度の公営企業に係る資金不足比率報告を行います。

平成29年度一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算審査及び定期監査を実施いたしましたので、その結果及び意見について報告いたします。

お手元に配布の平成29年度 隠岐広域連合各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書により報告させていただきます。

決算審査は平成30年7月24日、25日、8月3日及び9月6日の4日間をかけて広域連合長から提出された平成29年度の5会計の決算と基金の運用状況について審査をいたしました。

審査の根拠といたしまして、地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の対象といたしまして、「平成29年度隠岐広域連合一般会計、介護保険事業特別会計、消防事業特別会計、隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計、各基金の運用状況を示す書類」について審査いたしました。

審査の手續といたしまして、普通会計（隠岐広域連合一般会計、介護保険事業特別会計、消防事業特別会計、各基金の運用状況を示す書類）これらについて審査にあたっては、連合長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手續きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手續きを実施いたしました。

公営企業会計（隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計）の2件につ

きましては、広域連合長から提出された決算書類及び決算付属書類について、法令及び会計規定は遵守されているか、会計記録について真実性の原則が守られているか、資本取引と損益取引は明確に区分されているか、明瞭性の原則が守られているか、会計処理の基準及び手続きについて継続性が守られているか、一般会計等との負担区分は適切か、収支の振替及び更正の手続きは適正に行われているか、公共の福祉を推進するように運営されているかなどに主眼におき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施いたしました。

### 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、誤りのないものと認めました。

基金については次表のとおりであります。

9種の基金がありますが、人材育成基金で5万円の補助金として運用しています。また、介護保険給付費準備基金として、18,314千円新規で積み立てされ、計159,867千円となっております。今後の介護保険料改定等に備えるものであり、的確な推移のもとになされていると判断いたしました。

仁万の里就労継続支援事業特別会計基金については、備品購入に充てられたものであります。

平成29年度基金残高は335,068千円となり、前年から15,662千円増えています。これは介護給付費準備基金の積立が大きな要因であります。

次に4ページ総括ですが、一般会計及び特別会計の決算は、一般会計では歳入額712,213千円、歳出額710,532千円で翌年度繰越額1,681千円となっております。

介護保険事業特別会計では、歳入額3,379,189千円、歳出額3,279,752千円で99,437千円の繰越額です。

消防事業特別会計では歳入額705,519千円、歳出額700,100千円で5,419千円の繰越額となりました。

公営企業会計についてであります。隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計ともに、審査に付された決算書類、決算付属書類は法令に定められたすべての書類が具備されており、正規の簿記の原則に基づき会計帳簿がされており、決算書類の計数は正確であり関係諸帳簿と一致しておりました。貸借対照表の年度末現在の財政状況においても適正に表示されておりました。

経営状況につきましては、資料 1-4 隠岐島前病院事業付属資料3ページ参照。

医業収益は、前年度より650千円の減の580,260千円、医業費用は37,499千円減の773,457千円となり、医業損失は36,850千円改善し193,197千円となり、事

業収支は 32,082 千円の事業利益となりました。経常収支は 32,082 千円の経常利益となり内部留保資金残額は 220,825 千円となっています。

資本的収支における総収入は 138,163 千円、総支出は 153,438 千円で、資本的支出額に対する収入不足額の 15,274 千円は過年度分損益勘定内部留保資金をもって措置しております。

患者利用状況資料 1-4 付属資料 7 ページ参照。

年間延べ患者数は入院で 13,738 人、外来で 30,123 人となっています。前年度比入院で 50 人減、外来で 108 人増となり、病床利用率は 85.5%で前年度より 0.4%減少しています。

医業収益に対する職員給与費の割合資料 1-4 12 ページ参照。

経営状況を見ると指標となる職員給与費の比率は、決算統計では 29 年度は 69.2%で前年度に比べ 0.5%低くなっています。類似団体と比較しては 6.1%低い指数となっています。

施設基準に係る検査で看護師配置計画の時間計上、他部署兼務の取り扱いについて誤りがあり、返還金が生じた件につきましては 29 年度で完了しております。

次に隠岐病院特別会計の経営状況についてご説明いたします。

資料 1-5 決算に関する付属資料 3 ページ参照。

医業収益は前年度に比べ 54,011 千円増の 2,268,309 千円、医業費用は 84,398 千円増の 3,097,176 千円、医業収支は 30,387 千円悪化して 828,867 千円の医業損失となり、事業収益は 3,077,221 千円、事業費用は 3,255,245 千円となり、事業収支は 84,203 千円好転し 178,024 千円の事業損失となっています。

資本的収支における総収入額は 368,082 千円、総支出額は 377,145 千円で収入不足額の 9,063 千円は過年度分損益勘定内部留保資金をもって措置しております。

患者利用状況資料 1-5 10 ページ参照。

年間患者利用数は入院で 33,294 人（1 日平均 91.2 人）、外来は 113,803 人（1 日平均 466.4 人）となり、前年度と比較して入院で 1,367 人の増、外来で 74 人の減となっています。病床利用率は 79.3%で前年より 3.2%増加しています。

医業収益に対する職員給与費の割合資料 1-5 17 ページ参照。

経営状況をみる指標となる職員給与費の比率は、決算統計では 69.6%で前年度 66.7%に比べ 2.9%高くなっており、類似団体と比較して 14.3%高くなっています。

以上平成 29 年度各会計の決算審査及び定期監査の報告といたします。

次に決算審査における各会計についての指摘事項について申し上げます。

各会計共通といたしまして、

- ・備品台帳については整備が順調に進められており継続した対応を望みます。
- ・ウイルス対策ソフトについて、事務局総務課で一括して契約した方が安くなるのではないかと検討が必要であると指摘しております。

一般会計につきましては、

- ・医療技術修学資金貸与条例、医学生修学資金貸与条例の貸与については、実績

も積み上がってきているので、更に効果が上がるような運用の見直しが必要ではなかろうかと指摘しました。

- ・長期的な契約がなされているものが見られるが、法的問題はないものの、契約の再確認の意味も含め代表者に変更があったときは再契約できるものは行うことも必要と指摘しました。
- ・予算流用について額の大きなものがあったが、財務規則上問題はないものの補正対応等の処置は必要と考えます。

#### 介護保険事業特別会計

- ・未収金の対応については、非常に効果が出ているので引き続きの対応を望みます。

#### 隠岐島前病院事業特別会計

- ・契約書の起案の決裁日が未記入のものがありました。事務所が離れており急を要する時など書類の対応が困難な点が考えられるが、どのような対応が必要か検討が必要と指摘しました。

#### 隠岐病院事業特別会計

- ・未収金についての対応は、院内においては連携が図られた対応がなされています。しかし、訪問徴収がなされておらず、今後は強化月間を設けるなど訪問徴収にも取り組むべきであると指摘しました。

#### 病院事業共通

- ・精神科医師の確保については日々の努力を感じます。関係機関との連携を密にし、確保に尽力されることを望みます。
- ・医療スタッフの確保について更に町村とも連携を図りながら引き続き努力をいただきたい。

以上の点について指摘いたしました。

### 公営企業に係る資金不足比率報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成 29 年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施いたしましたので、併せて報告いたします。

広域連合長から提出された隠岐病院及び隠岐島前病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適格性について、損益計算書、貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上を持ちまして決算審査及び平成 29 年度の公営企業に係る資金不足比率報告を終わります。

### ○議長（井尻 義教）

以上で決算監査報告及び平成 29 年度の公営企業に係る資金不足比率報告を終わります。

### 日程第 8 これより「質疑」を行います。

認定第 1 号「平成 29 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてから、認定第 5 号「平成 29 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についてまで

は、後ほど各常任委員会に付託をいたしますので、認定案件以外について質疑を行います。

議第 29 号「平成 30 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」についてから、議第 31 号「平成 30 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 3 案件について質疑を行います。

最初に「議第 29 号平成 30 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

資料 2 予算に関する説明書の 2 ページをお開きください。

ページ送りで質疑を行います。

2 ページについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

3 ページについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

4 ページについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で議第 29 号について質疑を終わります。

次に「議第 30 号 平成 30 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

資料 2 予算に関する説明書の 6 ページをお開きください。

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で議第 30 号について質疑を終わります。

次に「議第 31 号 平成 30 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

資料 2 予算に関する説明書の 8 ページをお開きください。

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で議第 31 号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

#### 日程第 9 「議案の委員会付託」の件について、議題といたします。

本日に提出されました議案の認定第 1 号「平成 29 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてから、認定第 5 号「平成 29 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についてまでの 5 案件を常任委員会の審査に付することを議題といたし

ます。

お諮りします。

本案は、お手元に配布の別紙2「議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思えます。

総務消防常任委員会

- ・ 認定第1号 平成29年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定
- ・ 認定第5号 平成29年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定

医療介護常任委員会

- ・ 認定第2号 平成29年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- ・ 認定第3号 平成29年度 隠岐島前病院事業特別会計決算認定
- ・ 認定第4号 平成29年度 隠岐病院事業特別会計決算認定

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、認定第1号から認定第5号までの5案件は、「議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから10時35分まで休憩といたします。

(会議休憩宣告 10時25分)

### ○議長(井尻 義教)

会議を再開いたします。

(会議再開宣告 10時35分)

先ほど石川代表監査委員が都合により退席いたしましたので報告いたします。

### 日程第10「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙3「通告一覧表」のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっておりますので、議員・執行部におかれましてはご協力をお願いいたします。

それでは発言を許します。

最初に6番 村上三三郎 議員

### ○6番(村上 三三郎)

一般質問を行います。

「平成29年度の介護保険事業の成果と今後の課題について」ということで質問いたします。

質問の内容ですが、今回の議会定例会において平成29年度の隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定ほか4件の決算認定案件が上程されました。

一般的に決算議会の要諦として「一年間の財政支出の傾向をつかむと同時に、住民のためにどのような施策がなされたかを点検し、次の予算編成の指針とする。」と言われております。

それでは介護保険事業について質問いたします。

広域連合長は平成29年2月20日、隠岐広域連合議会の施政方針の中で次のこ

とを述べておられます。

「第3次隠岐広域連合行財政改革大綱に基づき、事務の効率化・簡素化を推進し、構成団体の負担金抑制に努めてまいりますとともに、島民の皆様方の要請に充分に応えるべく、各事業や施設の在り方などにつきましても鋭意検討を進めてまいります所存でございます。介護保険制度については、団塊の世代が75歳を迎え、介護・医療などの社会保障費の急増が懸念される2025年問題に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築は益々重要となっております。隠岐圏域においても、さらなる要介護者の増加に向き合うことになり、増加するニーズへの対応と生産年齢人口の減少という二つの困難な条件のもと進めなければなりません。以下省略。」

私は隠岐広域連合長の情勢認識については、おおむね一致いたします。その上で介護保険事業に係る次の点について質問いたします。

- 1 施政方針で述べられた平成29年度の施策の成果はどのようになっていますか。
- 2 平成29年度に必ずしも達成できなかった事案にはどのようなものがありますか。
- 3 平成30度に向けた課題にはどのようなものがありますか。

以上質問いたします。

#### ○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

#### ○番外（池田広域連合長）

ただいまの村上議員の三点の質問「1. 施政方針で述べた平成29年度の施策の成果について」、「2. 平成29年度に達成できなかった事案について」、「3. 平成30年度に向けた課題について」は、関連がございますので、一括してお答えいたします。

第7期介護保険事業計画については、平成30年度から平成32年度までを策定期間とし、構成町村と連携を図りながら、「地域包括ケアシステム」の着実な構築に向けた取り組みを進めていくための視点に立った計画を策定しました。

策定に当たりましては、被保険者の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者の15名からなる「隠岐広域連合介護保険運営協議会」により、検討及び協議を重ね、また、住民へのニーズ調査による実態把握と地域課題の分析を行い、パブリックコメントを経て、広く様々な意見を参考にしたところでございます。今後は、第7期介護保険事業計画に基づき、「地域包括ケアシステム」の着実な構築に向けた取り組みを、隠岐4町村及び関係機関と連携を図りながら、進めてまいります。

地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な介護予防・生活支援を目指すことについては、平成29年度に地域支援事業の総合事業を新制度へ移行いたしましたところでございます。移行に当たり、構成町村担当者会議において連携し、事業者への説明会及び住民へのパンフレット等を活用した周知により、混乱もなくスムーズな移行ができたところでございます。今後は、隠岐4町村の地域の実情や特性を含み、更に地域で支え合う創意工夫したサービスを展開

できるよう支援してまいります。

隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会につきましては、平成 29 年度は、優先課題である、「人材確保・離職防止及び育成」、「介護サービス基盤の充実」について、隠岐圏域の事業者との意見交換を行った上で検討し、提案書の間接報告を行ったところです。今後は、平成 29 年度に検討できなかった、「介護予防の充実」と「保健・医療・介護（福祉）の連携」について検討し、最終的な提案書をもとに、関係機関と連携を図ってまいります。また、喫緊の課題である「人材確保・離職防止及び育成」につきましては、十分な効果が得られるような取り組みを鋭意検討してまいります。

構成町村及び関係機関との連絡・連携を更に推進し、諸課題に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（井尻 義教）

6 番 村上三三郎 議員

#### ○6 番（村上 三三郎）

先ほど連合長が述べられた施策の確実な実施に期待いたします。

その上で次の点について再質問をいたします。

平成 29 年 2 月の施政方針で述べられた人口減少社会について、「要介護者の増加、増加するニーズへの対応と生産年齢人口の減少という二つの困難な条件のもとで進めなければなりません。」との認識は私も同じだと述べました。

これまで経験したことのない状況について多くの著作があります。その中の一つに次の記述がありました。

人口減少時代の社会保障の政策体系～全世代型の社会保障への転換 3 つの目標として、持続可能な社会の実現、地域共生社会の実現、生涯現役社会の実現、そして給付と負担の両面における改革、子育て支援の強化、「地域セーフティネット」の構築、サービス改革と地域組織の再編などを挙げています。

これらの課題に隠岐島すべての住民との合意形成のために、隠岐広域連合が主体的に取り組まれることを求め、広域連合長の所信を質します。

#### ○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

#### ○番外（池田広域連合長）

ただいまの村上三三郎議員の再質問にお答えいたします。

一点目の持続可能な社会の実現に関しましては、所得に応じた負担割合を求めるとともに予防事業の推進により健康寿命を延ばし、その結果給付を抑制していくことが重要と考えております。

二点目の地域共生社会の実現につきましては、地域住民と行政などとの共同。

三点目の生涯現役社会への実現につきましては、今後は意欲と能力のある高齢者が地域社会の担い手となる社会を目指していくことが重要となると認識しております。

議員ご指摘のとおりこれらを実現していくためには、住民との合意形成や住民が自分のこととして受け止め理解していくことが重要となります。そのために隠岐広



域連合のみでなく隠岐4町村と一緒にパフレットや広報誌、ホームページなどで情報発信を図るとともに地域支援事業における生活支援コーディネーターなどで地域を回り、直接住民と意見交換し、合意形成や理解を求める所存でございますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

**○議長（井尻 義教）**

6番 村上三三郎 議員

**○6番（村上 三三郎）**

よくわかりました。

いま連合長が述べられた施策を着実に実施されるよう要望致し、質問を終わります。

**○議長（井尻 義教）**

村上議員の一般質問を終わります。

次に9番 安部大助 議員

**○9番（安部 大助）**

本日一般質問をさせていただきます隠岐の島町議会から選出されています安部大助です。

質問の前に、9月6日に北海道でおきました大地震において多くの方々が犠牲になりました。犠牲になられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに被災に遭われた方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。そして一刻も早い復旧・復興を切に願っております。

今回私が質問する内容は、災害に関係するものでございます。

思い返せば平成23年3月に東日本大震災が起きました。そして平成26年広島の高雨災害、平成28年熊本地震、平成29年北九州の高雨災害、そして今年の7月に先ほども広域連合長が言われたように西日本を中心とする大雨による大災害が起きました。

近年地球規模での異常気象、地殻変動によって大災害が続いております。その度にTVや新聞を見ておりますと、この災害の恐ろしさを改めて痛感するとともに防災の必要性が改めて重要であると思っております。

そのような状況の中、各自治体は防災計画の見直し、ハザードマップの作成、自主防災組織の立ち上げなど防災強化に努めておりますが、防災と並行して行わないといけない災害が起きてしまった後の対応、その中で最も必要とされているのが災害状況を迅速かつ正確に把握する情報収集であるとされております。

情報収集の方法については、多くの自治体が集落の消防団、民生委員、自治会からの電話による現状報告、あるいは自治体の職員が現場へ行って把握される、これが一般的だと思います。しかし災害によって電話回線の回線断や通信の輻輳により通信がつながりにくい場合もあります。また、現場に行くにしても、そこまでの道路の状況もわからないまま、また現場の状況がわからないままに行くことによって二次被害を生む危険性もあります。

そこで、近年全国的に注目されているのが無人航空機ドローンを使った情報収集や災害救助でございます。実際に先ほど申しました熊本地震、そして北九州の高雨

の際は、ドローンを活用し、被害状況の把握あるいは行方不明者の捜索等に使われました。それによって多くの方々の命が救われました。

その実績から、今年1月には総務省消防庁から全国の消防本部に対しまして「災害時における無人航空機の運用についての手引き」が出されております。また、島根県においては、島根県消防学校が昨年度からドローンの操縦方法を教科の一環に取り入れております。また、安来市消防本部においては既に2機のドローンが配備されております。

ドローンの活用は災害時のみではなく、火災あるいは事故の時の現場の状況あるいは部隊の展開状況といったものにもドローンは有効に活用されております。そう考えると私は、隠岐広域連合消防本部にも無人航空機ドローンの配備を進めていくべきと思います。

そこで広域連合長にお伺いします。

災害時の情報収集について現状どう認識されているのか、また、先ほどから申し上げますように無人航空機の導入、私は必要であると考えますが、広域連合長のお考えをお聞かせください。

**○議長（井尻 義教）**

番外 池田広域連合長

**○番外（池田広域連合長）**

ただいまの安部議員の「災害時等の隠岐広域連合消防本部の対応について」にお答えいたします。

まず、本年の災害状況ですが、8月末日現在、消防本部が出動した災害発生件数は、火災が5件、救急634件、救助が9件という現状でございます。また、冒頭申し上げました7月の西日本豪雨災害では、消防本部から広島県の呉市へ緊急消防援助隊として出動いたしました。

議員ご指摘のとおり、近年の災害状況は今までの常識や想定では図り知れない事態が頻繁に発生し、対岸の火事ではなく、より一層身近に感じるようになりました。

そのような中、被災者の救助や二次災害を防ぐためには、迅速かつ正確な情報収集が最も重要であると認識しているところでございます。

現在の、災害時の情報収集については、119番通報によるものが主なものであり、その他、隠岐4町村、警察、島根県等の関係機関からの情報提供が考えられます。また、災害状況に応じて設置される隠岐4町村の対策本部と連携を密に図り、情報収集や迅速な救助を行っているところでございます。

次に、「災害時等の無人航空機ドローンの活用について」にお答えいたします。記憶に新しい中村漁港付近の建物・山林火災においては、災害終息までが長引くとともに夜間の警戒活動等もあり、特に付近の住民においては十分な情報提供ができなかったことなどから、不安も大きかったのではなかったかと思っております。このように、地上からでは被災状況の把握や要救助者の確認が困難若しくは著しく時間がかかるケースや、現場の詳しい状況が分からず、二次災害に遭う恐

れがある災害の場合、無人航空機ドローンの活用は、大いに役立つと改めて認識をいたしたところでございます。

議員ご指摘の「ドローン配備について」でございますが、できるだけ早期に島根県消防学校で実施されている操作訓練の受講や、既にドローンの運用を開始している安来市消防本部との連携等により、島後管内及び島前管内に計画的な配備ができるよう取り組んでまいります。

しかしながら、ドローン操作を適切に行うために必要なオペレーターの育成等の課題から、消防本部及び分署等で運用するためには2～3年の期間を要することも想定され、当面は熟練したオペレーターと協定書を締結するなどの方法で、災害時には優先してドローンが活用できるよう対策を講じてまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（井尻 義教）

9番 安部大助 議員

#### ○9番（安部 大助）

答弁をいただきました。本当に危機感を持ってわかりやすい答弁だったと思います。その中で再質問をさせていただきたいのですが、今から消防本部で操作をする人を育てていくとなると、2～3年かかるとの答弁をいただきました。私もそのとおりだと思っております。その中で当面は熟練したオペレーターの方と協定書を結ぶなどして連携をしていくとのことでした。協定書を結ぶだけではなくて一緒に訓練もしないといけないと思いますし、またドローンの機種によっても普通の空撮できる程度のドローンと防火・防水といったドローンもございます。そういったものも含めて今後ドローンを活用していくという考えがおありでしたら、そういった面をどう進めていく考えなのか。

もう一点は、消防庁が出されている運用手引きの中にも「消防本部と各自治体と普通の民間の方が連携をする。」ということも書かれております。その中で一番の問題はそのドローンを誰が管理・維持をするのか、そのドローンによって損害があったときの賠償とか、そういったものも関わってきます。それを「民間の方をお願いをして締結します。」ではなくて、隠岐の消防本部としてドローンを購入して、それを民間の方に運用して貰う。そこで災害締結をして貰う。それが私はいいかと思います。実際に石垣市の方でも消防本部の方でドローンを購入して、操縦をお願いするような災害締結も結んでいますので、今後進めるのならそのような必要もあると思いますけれど、広域連合長の考えをお聞かせください。

#### ○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

#### ○番外（池田広域連合長）

二点ございました。

熟練したオペレーターと連携を取って、隊員と一緒にやっていくというふうに考えております。ただ協定した、委託したという形でやるとは考えておりません。

ご指摘いただいた機種等については、専門的な部分もございますので消防本部内

で専門の方も含め検討するよう指示をしたいと思っています。また民間との管理・維持・運行の面につきましては、民間と協定を行うわけでございますから、買わずに待つと言うことではなくて、皆さんと一緒にしながら 2～3 年と言わずに、今回の災害を見ておりながら活用すべきものと理解しておりますので検討をしていきたいと思っております。

**○議長（井尻 義教）**

9 番 安部大助 議員

**○9 番（安部 大助）**

広域連合長の考えがよくわかりました。

最後にもう一点、民間の方々と消防本部も含めて検討をしていくということでしたけれど、災害はいつ起こるかかわからないということでやはり早いほうがいいと私は考えます。その中で大体いつ頃までに皆さんと集まったり、話し合いをするのかという検討時期がはっきりわかっているのであれば広域連合長の考えをお聞かせください。

**○議長（井尻 義教）**

番外 池田広域連合長

**○番外（池田広域連合長）**

私たち執行部の話し合いにおいては、一刻も早く熟練した民間のオペレーターの方にやっていただくということには考えています。そして正式なものについては予算もかかるものでございますので、平成 31 年度に向けて検討して行きたいと考えています。

**○議長（井尻 義教）**

安部議員の一般質問を終わります。

次に 4 番 中濱堯介 議員

**○4 番（中濱 堯介）**

最初に先ほど連合長、安部議員からもありましたようにここ数週間で台風 21 号による関西方面の大きな被害、北海道の震度 7 を記録した大地震で多くの方が亡くなられ、怪我をされた方、多くの家を失った方など今まで考えられなかった被害が出ております。亡くなられた方には心からご冥福をお祈りいたしますとともに一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは通告書に基づき連合長にお伺いいたします。

本日の私の一般質問は、広域連合議会ではなく本来は県議会あるいは町村議会で取り上げるテーマかもしれませんが、ここは連合長の考えを伺いたく質問いたします。

若干古いデータとなりますが、平成 18 年から 22 年の 5 年間で島根県では胃がんの発症率はすべてのがんの中で男性が 2,721 人で第 1 位、女性が 1,383 人で第 3 位と大変高いところにあります。また、胃がんによる死亡者数も平成 25 年のデータですが男性が全体の 17.5%、269 人で第 2 位、女性が 14.1%、149 人で第 2 位とこれも高いところに位置しております。

1994年にWHO（世界保健機関）が胃がん発症の原因はピロリ菌（ヘリコバクター・ピロリ菌）であり、除菌を行えば80%以上の胃がんは防げるとの報告を行っています。

このピロリ菌は名前は大変かわいらしいのですがやっかいな細菌で、5歳位の幼少期に大半は体内に入り、除菌しないと酸性の大変強い胃の中に住み続け、胃の不快感や慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍など様々な病気を引き起こす原因となります。ひいては胃がんの大きな要因となることが明らかになっております。

近年このピロリ菌の有無を検査し、保菌者に対して除菌する取組が北海道、青森県、秋田県、山形県、長野県等の一部市町村で実施されております。なかでも佐賀県におかれましては胃がん発症率が全国第2位と非常に高いこともあって、平成28年度から「未来へ向けた胃がん対策事業」として、全県の中学3年生を対象にピロリ菌検査、除菌を費用全額県負担として実施しております。検査を受けた生徒数は平成28年度で中学3年生が約7,300人、一次検査（尿検査）で陽性と判定が下がった人が、二次検査（検便）を行い、陽性と判定されたのが234人（3%強）という数字が出ております。彼らが成人してからの胃がん発症を予防する見地から考えても大変有意義な取組であると思っております。これは二次検査が終わった後の陽性の方については抗がん物質を中心とした投薬治療が行われております。

最近の臨床データによりますと保菌者が除菌治療（抗生物質投与）を行い、陰性となった場合胃がんの発症は99%予防できるとの報告もあります。

佐賀県の例で申し上げますと検査、除菌治療に要した金額は約2,560万円で、検査を受けた一人当たりの費用で約3,500円となり、この数字で隠岐4島の中学3年生合計151人（H30.2月現在）を対象に単純計算すると約53万円の財源が必要と思われれます。（佐賀県では）3%強ですので費用対効果でも若干問題もあるし、治療による副作用の臨床データしっかりしたデータが出ておりませんのでそういう問題も含んでおりますが、子供たちは隠岐全島の宝であり彼らの将来の人生で胃がんにかかるという不安を除くだけでも大きなことではないかと思っております。

最終的な事業主体は県であるか、町村であるか、広域連合なのかどうかわかりませんが、隠岐広域連合が警鐘を鳴らすというよりも、そういう機運を醸成してほしいということで今回一般質問といたしました。

連合長の見解を求めます。

#### ○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

#### ○番外（池田広域連合長）

ただいまの中濱議員の「胃がんの罹患原因の大半を占めるピロリ菌の検査及び除菌対策について」にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、世界保健機関（WHO）は、全世界の胃がんの約8割がピロリ菌の感染が原因であるとの報告書を発表しており、ピロリ菌の除菌で胃がんの発生を3～4割減らせるとして、各国の事情に応じて除菌による胃がん予防対策を検討するように求めています。

このピロリ菌は 1982 年に発見されたばかりで、口からの感染によると考えられており、更に免疫機能が十分に備わった大人では、感染はほとんど心配ないことも証明されているようでございます。(急性胃炎等の症状は起こすが、免疫力によって菌が排除される。)

議員仰せのとおり、特に免疫力が弱く、胃酸の分泌も不十分な 5 歳以下で感染が起こるとされており、ピロリ菌感染は自然治癒されることがないことから、感染期間が長ければ長くなるほど、胃がんのリスクが高くなると考えられているようでございます。

そのような状況の中、「胃がん予防のための感染検査と除菌治療を組み込んだ成人及び中高生に対するピロリ菌感染対策のガイドライン作成の研究」が 2014 年から進められ、自治体独自で実施しているところもありますが、多くは大学付属病院、医師会などと自治体で連携し、臨床研究として行われているところがございます。

若い世代への除菌が胃がんを減らす実証も今後していく必要があります、佐賀県においても除菌を受けた生徒を 5 年ごとに追跡調査を実施するとしています。

中高生におけるピロリ菌の一次検査は、学校検尿による検査が多く実施されていますが、未成年であることから、保護者への理解と教育委員会との連携が必要になってまいります。一次検査で陽性となった場合は、更に二次検査で最終判定し、保護者と本人の同意により除菌治療が行われることとなりますが、保険診療の適用を受けるには、必ず内視鏡検査をしなければなりません。未成年でかつ健康体の人が多い中高生に内視鏡検査を実施することは、様々な課題もあることから、公費により別の検査で対応している場合が多く、除菌治療も含めた費用全体は、1 万 5 千円～3 万円程度となります。

議員も懸念されている除菌薬には、下痢や味覚障がいなどの副作用なども報告されており、国立がん研究センターの意見として、無症状の「健康な人」への除菌への慎重な意見もあり、確率的にも重い副作用を発症する可能性も否定できないとの指摘もあります。

一方で、ピロリ菌除菌は胃がん発症抑制効果が若年者ほど高く、またその次の世代への感染経路の遮断にも繋がることから、胃がんの減少に向けて大きな効果が期待できるとされており、将来、病気に悩む要素を減らすことで、医療費抑制も含めた社会的経済効果についても検証が進められているところがございます。

今後は、長期的な視野に立った全国的規模となる保険診療適用を望むものではありませんが、現時点におきましては、大学病院などによる臨床研究の状況と、懸念されているデメリットを含めて、ピロリ菌に関する正しい知識を広めることが重要と考えており、広域連合を構成する島根県及び隠岐 4 町村への情報提供と連携を図りながら、必要に応じて実施主体である町村に働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（井尻 義教）

4 番 中濱堯介 議員

#### ○4 番（中濱 堯介）

先ほど連合長も触れられましたが、ピロリ菌は 5 歳位から保菌されるそうです。

若いときに除去したら大丈夫というはっきりしたデータが出ています。この研究が進んでからそんなに月日が経っていませんので、抗がん物質による副作用等についてはこれから研究が進んでいくと思いますが、佐賀県は全県すべての中学生を対象に行っているのです、データを持っていると思いますので、佐賀県の例を広域連合としても掘り下げて勉強していただき、広域連合が旗振り役としてこのピロリ菌除去が必ず子供たちの将来に役立つという、この辺を何らかの形で発信していただければと思っております。

以上でございます。

**○議長（井尻 義教）**

番外 池田広域連合長

**○番外（池田広域連合長）**

再度議員のご指摘がございました。

佐賀県の件につきましては、広域連合として調査・研究をさせていただきます。

最後に申しましたように事業実施主体は町村となりますので、町村との連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

**○議長（井尻 義教）**

中瀆議員の一般質問を終わります。

次に 11 番 吉田雅紀 議員

**○11番（吉田 雅紀）**

通告いたしましたとおり、私は大きく二点、「隠岐汽船の経営について」、「隠岐圏域の交通体制全般について」質問いたしますので真摯な答弁をお願いいたします。

「隠岐汽船の経営について」と申しますと、民間の株式会社の経営について隠岐広域連合として何が言えるのか、ちょっと奇異な感じを受けられると思いますが、去る 8 月 31 日の議会全員協議会の議論を聞いておりましても、株主の配当への問題も含めて様々な意見が出されたところでありまして、隠岐広域連合としてこれへの認識を整理しておく必要があるのではないかと思いますので質問をすることにいたしました。

ご承知のように隠岐航路は海上運送法に則った国土交通大臣の指定区間であり、島民の生活路線として、隠岐と本土、島前と島後、島前 3 島間航路と計 5 つの区間の指定を受けているのであります。指定区間は仮に不採算航路であっても通年運航することが義務付けられております。その上で隠岐汽船は審査により一旦定期旅客航路の許可を受けているのであります。すなわち、赤字航路を含めて運航することが使命であり、もとより大きな営業利益が期待できない中での経営を余儀なくされるという宿命があるのであります。国においては離島航路整備法により赤字航路への補助金が交付されていますが、これにも該当しません。燃油代が年平均 1 円上がると 1,000 万円の利益が飛ぶと言われる中で、経営努力をしながら利益を上げて内部留保を図り船舶の更新に備えなければならないのであります。

そのような中で、自社所有部分の収益と広域連合所有部分の収益を切り離して

経営を考えることは現実的ではありません。指定管理料を含めた総合的な収支の中で、配当を含めて経営を考えるべきだと私は思うのであります。昨年度の隠岐汽船の1株当たりの純利益は992円、これに対する1株当たり配当は125円、配当性向は12.6%、長期的な経営の継続性を意識した極めて適正な水準だと私は思います。

つまり公費により建造された船舶の運航を含め、また剰余金処分を含めて隠岐汽船株式会社の経営判断については、行政としても全幅の信頼を置いているからこそ指定管理業者として選定しているという毅然とした態度を持つべきだと考えますが、この点について連合長の所見を伺います。

その上で、老朽化している「フェリー しらしま」の代替船建造について、どのような話し合いが持たれているのか伺います。

私はあるべき姿として、「島民の生活に係る指定航路維持のためのフェリー3隻は隠岐汽船が自社保有し、自社の責任において運行経営をし、超高速船は隠岐広域連合が所有して、その運行に係る赤字が出ないように保証して指定管理に出すことで、観光面や時間短縮を求める新たな時代のニーズに対応するための機能を確保する。」という運航サービス提供体制の役割分担を今一度明確にすべきだと考えています。これへの認識もお聞かせください。

いずれにしても、隠岐汽船と行政が意思疎通を十分にし、深い信頼関係のもとに協議を重ね、隠岐航路の維持発展に努めていただきたいと思います。隠岐汽船は4カ町村や松江市、境港市など自治体も出資しておりますが、圧倒的に1,000人を超える島民や企業が出資する島民の共有財産であり、135年前焼火神社神官であった「松浦 斌」氏が、島内漁業者や回船業者の根強い反対がある中で私財を投げうって、島前～本土間の住民往来の安全、安定を求めたところに端を発し、幾多の経営危機を株主である隠岐島民や関連企業の協力を得て乗り切り、また、2006年からは島根県や隠岐広域連合の支援があつて今日に至っているのであります。

連合長に対しましては、諮問委員会である指定管理者評価委員会の見直しのお話もありましたが、それも含め、こういった歴史も踏まえて有人国境離島法の展開も睨みながら、費用対効果に最大限の注意を払う経営陣と、一層の利便性の向上を求める住民や旅行業者の要望との間を調整するリーダーシップを発揮していただきたいと期待すると同時に、状況をわかりやすく島民に広報することの必要性も申し添えたいと思います。

次にもう一点、隠岐圏域全体の交通体系の課題について認識を伺います。

島根県は離島振興計画の重要施策の一番に交通体系の整備を掲げています。隠岐～本土間の航路のみならず、島前～島後間航路、島前3島間航路、本土へ渡る航空路、チャーター便を含む遠隔地との航空路、そして各町村が担う島内交通及び観光需要に対応する二次交通、これらは独立したものでなく、相互の連携を含め一体的に取り組む必要があると考えております。少子高齢化による人口減少と公共事業の削減及び観光の多様化の中で輸送需要は減少し、採算性を前提とした路線の維持と



利便性の向上の両立が難しい厳しい状況にある中で、隠岐広域連合の役割は一層重くなっていると感じるところであります。

このことについて、隠岐4カ町村そして島根県も構成団体となっている隠岐広域連合において、積極的に議論を深めていくべきではないのでしょうか。もとより、隠岐広域連合は同じ特別地方公共団体であっても隠岐島町村組合時代の一部事務組合とは異なり、単に町村にまたがる広域的な事務事業を処理するだけでなく、隠岐という全体的視点を持って広く地域の発展に寄与することが求められています。平成27年2月に定めた広域計画においても、「島民が安心して暮らせる環境と個性や活力ある圏域の創出を目指す。」と運営方針に謳っております。介護保険事業や病院事業、消防事業といった広域事業について計画を策定し展開すると同時に、隠岐航路船舶や障がい福祉施設、松江における島民のための宿泊施設など保有財産の指定管理事業を通じて広く住民の福利に資する一方で、地方創生の名の下に激化する地域間競争の中で隠岐地域の発展を期するならば、いわばソフト事業としての戦略企画部門を持つべきではないかと私は思うのであります。知恵を結集するその中から隠岐全体に関わる新たな共同事業が視野に入ってくることでありましょう。

常設部門又はプロジェクトチーム方式あるいは諮問機関方式にかかわらず構成団体間において検討し、調査・研究及び政策形成体制の強化・整備を図っていく考えはないか、現状への認識、所見をお聞かせください。

以上率直かつ前向きな答弁を期待いたします。

#### ○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

#### ○番外（池田広域連合長）

ただいまの吉田議員の「隠岐汽船の経営について」まずはお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、海上運送法では、「船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間」においては、不採算航路の切り捨て等にならないよう、区間全体に一定のサービス基準を確保することを目的に、航路ごとに指定区間サービス基準が設けられております。従って、隠岐汽船の場合も不採算航路を含め、現行の船隻体制で隠岐航路を運航しているわけでありますので、フェリー3隻、高速船1隻の船隻体制で全体の経営を考えることが原則になると考えているところでございます。

一方、島民ニーズが高く、陸上交通と海上交通との高速化乖離解消となる高速船の購入及び多額な整備費等については、隠岐汽船の自社努力だけでは困難と考え、隠岐広域連合で購入し、修繕費相当額を指定管理料として支援しているところでございます。

つまり、隠岐汽船への公的資金の投入は現時点で不可欠であり、隠岐汽船への支援は広域連合の大きな役割と考えているところでございます。

そのような状況の中、株主配当については、隠岐汽船の株主総会で決定されたことであり、会社法上の手続きは適正に行われていると認識しているところでございますが、隠岐汽船全体の経営を考える上において、公的資金の存在は大きな意味があることを踏まえ、剰余金につきましては、まずはサービス向上への取組や人材育

成、設備投資等に活用していただきたいとお願いをしたところでございます。今後も、信頼関係を築きながら、隠岐航路の安全・安心な運航はもとより、更にサービスの向上を目指して行きたいと考えているところでございます。

「フェリー しらしま」につきましては、税務上の耐用年数15年に対し、24年が経過しており、後継船について検討していく時期となっているところでございます。現在、隠岐汽船の要請に基づき、島根県や隠岐4町村及び広域連合と意見交換を進めているところでございますが、可能な限り長寿命化を図ることの確認に留まっている状況であり、今後、具体的な整備スキームを検討する予定となっています。また、運航サービス提供体制の役割分担の明確化に伴う船舶保有の在り方については、「フェリー しらしま」の整備スキームや高速船の指定管理者の更新等の諸課題を総合的に踏まえ検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、「隠岐圏域の交通体系全般の課題について」にお答えいたします。

現在、島内交通については、それぞれの町村において必要に応じて協議会などを設置、航空路については隠岐空港利用促進協議会において地域振興を図るべき対策を講じていることと認識しています。また、島前3島間航路については、島前町村組合を所管とし利便性の向上等について議論されていると伺っています。

隠岐4町村が、独特の観光資源や社会資源を生かした地域振興の取組を進めている中、島内交通などは、それぞれの事情に基づき議論を深め対策を講じた方が、より機動的で実現性が高いと考えているところでございますが、今後は更に正副連合長会議等において隠岐4町村の連携を深めるとともに、広く隠岐全体の地域振興に繋がる事業があれば、隠岐4町村及び島根県と十分な検討と協議を踏まえ、積極的に隠岐広域連合で取り組んでまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（井尻 義教）

11番 吉田雅紀 議員

#### ○11番（吉田 雅紀）

まず後段の質問についてなんですが、4カ町村それぞれで機動的に対応している島内交通、そしてまた航空路交通、それぞれに充実のために協議する機関等の会議等がありましてそれぞれの議論は進んでいる。しかし、これらが十分な連携が取れていないのではないかと私は思っているわけでありまして。来島される方は4島に分かれているとはいえ、隠岐という一つの地域として来島される。こういったところでのつなぎといいますか、例えば航路と航空路が時間的に連携していないとか、そういったことを調整する部署は何処なのか、関わっている4町村長が集まる広域連合でございますので、何らかのそういう部署を持って協議をして行かなければならないのではないかと思います。この点について積極的な答弁をもう一度はっきりと伺いたい。

それから、もう一点隠岐航路についてでございます。

先ほど答弁の中に連携を取っていききたいというのはむろんでありますけれど、

「公的資金を投入しているのは大きな意味がある。」という文言がありましたけれど、この辺りについて、事前に協議をして信頼関係の上に経営が行われている認識はご答弁いただきましたけれど、「大きな意味がある。」というのは何処まで会社の経営判断についてコミットしていくのか、その辺の「大きな意味」という意味あいにつきまして再度ご答弁を願いたいと思います。

**○議長（井尻 義教）**

番外 池田広域連合長

**○番外（池田広域連合長）**

再質問の二点ですが、まず後段の「隠岐圏域の交通全般の課題について」の再質問でございます。

私がお答えいたしましたのは、島内交通、特に島前3島間については、共有する3島間で共有すべきだということでした。議員がおっしゃっている本土間の隠岐航路の問題、これにつきましては事務局とも話を進めておりますが、以前に「隠岐航路問題対策協議会」というものがございましたが、現在は全く活動ができていない中、改めて隠岐航路に対する対策協議会を隠岐広域連合が事務局となって、関係機関の方に委員になっていただき航路問題、ダイヤ問題について検討するように進めているところでございます。早々に新たな組織としての第1回目の協議会を開催したいと考えています。その中で一例ではございますが、今の伊丹便については14時35分発ですので、島前から到着のフェリーでは間に合わない状況もございます。こういったことについて、隠岐空港利用促進協議会においてJALの方に申入れをするような検討もしていますので、新たな協議会と利用促進協議会とは意見交換をしていきたいという中で事務局と調整をしています。

もう一つの、隠岐汽船の経営に対する立場といいますか大きな意味というのは、当然民間会社でございますので民間の会社が決定することでございます。ただどうしても公的資金が投入されている中では、会社の適正という部分に加えて住民感情もございませうという部分で、できるだけ隠岐汽船の経営について協力をしたいのですが、信頼関係の中で考えていただくところは考える、計画的にやっていただくことはやっていただく、そういうことから改めて信頼関係が生まれていくものだと思います。早々に隠岐汽船との協議をやって行きたいと考えていますので理解をいただきたいと思います。

**○議長（井尻 義教）**

11番 吉田雅紀 議員

**○11番（吉田 雅紀）**

いろんな交通間の連絡を十分に取っていただくと言うことでございますし、隠岐汽船に関しては、広域連合以前に4カ町村は株主でございますので株主の立場からも十分に連携を取って、アンケート調査や評価委員会の意見をぶつけて、そういうところの落としどころといいますか、そういうことを前に進めていただきたいと思います。

連合長の答弁の中で4カ町村及び島根県と十分に協議をして、積極的に隠岐4カ町村の問題に取り組んでいくんだという表明があったことに対して、私は高く評価

したいと思います。今は4つの事業が動いているわけですが、まだまだ全体で取り組まないといけない事業がちょっと考えても、例えば漂着ゴミとか、産業廃棄物とか、あるいは森林資源を活かしたエネルギー政策とか色々出てこようかと思えます。そういった事業部門をこの先持っていくんだと、隠岐全体の問題として地域ブランドとしても隠岐ということで作っていくんだというリーダーシップを期待をいたしまして質問を終わります。

**○議長（井尻 義教）**

吉田議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月11日は、午前11時00分より、本会議を開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日は、これにて休会といたします。

（散会宣告 16時45分）

平成30年 第3回定例会（9月11日） 2日目

**○議長（井尻 義教）**

ただいまから本日の会議を開きます。

（開議宣告 11時07分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**日程第1 常任委員長報告を行います。**

各常任委員会に付託した、認定第1号「平成29年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてから、認定第5号「平成29年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についてまでの5案件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました件につきまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

はじめに、総務消防常任委員長：10番 平田文夫 議員

**○10番（平田 文夫）**

それでは総務消防常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託されました認定第1号「平成29年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」、認定第5号「平成29年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についての2案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、会期中の9月11日に開催し、所管課長及び関係職員から説明を求め、慎重に審議を行いました。

審議の結果、全ての案件について全会一致で「認定すべし」としたところであり  
ます。

審議の経緯及び審議過程で出された主な意見、指摘事項について報告いたします。  
消防会計においては、島前分署、海士出張所の整備について早急に検討するよう  
指摘しました。

各会計とも当委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項の改善に向けて取組を  
行うとともに、予算要求にあたっては、必要なものは整備をしながら、経費削減に  
一層努め、適切な事業運営を行っていくことを強く望むところであります。

以上総務消防常任委員会の報告を終わります。

次に行政視察報告を行います。

平成30年8月27日～29日にかけて、兵庫県神戸市の視察を行いましたのでその  
概要を報告いたします。

離島は一般に、見るべき産業もなく本土に比較して所得水準が低いため年々人口  
が減少し、一部の観光資源に恵まれたものを除き旅客需要が減少の傾向をたどり、  
住民の運賃負担は軽減されましたが、それにも限界があります。また、輸送の安全  
を確保し欠航率を減少させるためにも、高速性が求められております。国や県の制  
度を活用しながら、隠岐住民の生活の安定と福祉の向上を図るためには高速船の運  
行が必須条件であります。今後とも運行等にいろいろな課題があり、特にサービス  
の改善を図る必要があることから、先進地の関係機関の行政視察研修を行いました。

視察日は平成30年8月28日、視察地は神戸市であります。

視察の内容は、1件目は川重ジェイピーエス株式会社に高速船レインボージェッ  
トの運行について、2件目は同じく神戸市の株式会社OMこうべ海上アクセス事業  
部に船舶運航委託についてであります。

視察者は、総務消防常任委員会5名、議長及び職員2名の8名であります。

一番目は川重ジェイピーエス株式会社で事業の内容は、ジェットフォイルを1989  
年4月の国産第1号船引き渡し以来15隻を建造し、離島航路を中心に全国各地に  
導入され、2006年2月現在ボーイング社製が7隻、川重が20隻を建造し日本の海  
を駆け巡り走っております。

ジェットフォイルに関する業務は、

- ・運行計画、設備計画部品在庫計画、メンテナンス計画に関わるコンサルタント業務
- ・乗組員、整備員の教育訓練
- ・運行に必要な各種部品と治工具の販売
- ・技術サービスの提供並びに点検、修理業務
- ・ガスタービンオーバーホールに関する業務

対応していただいたのは、社長以下役員1名、部長5名、職員1名であります。  
調査項目は以下の8項目です。

- ① ジェットフォイルの定期ドックの短縮方法について
- ② ジェットフォイルの他の運行会社の定期ドック期間について

- ③ 船体及びパワータービン、ガスジェネレーターの寿命について
- ④ 摩耗部品や交換部品の費用抑制方法、耐久力維持方法について
- ⑤ ジェットフォイルの日常点検にかかる経費と時間について
- ⑥ ジェットフォイルの運行燃費効率を上げる方法について
- ⑦ 高速フェリーを作った以降の問い合わせ及び建造費について
- ⑧ 今後の海上交通の展望と御社の戦略について

であります。

次に株式会社OMこうべ海上アクセス事業部であります。

神戸市が株式の 100%を保有する海運会社であり、神戸空港から関西国際空港間を運航する高速船（双胴船）ベイシャトル運航を行っています。2013 年 10 月に株式会社OMこうべに吸収合併され、海上アクセス事業部になっています。

対応者は、常務取締役、事業部長、運航管理部長であります。

調査の項目は以下の 8 項目であります。

- ① 運航委託している事業の概要について
- ② 運航委託先への要望、指導事項の方法について
- ③ 利用者サービスの取組について
- ④ Tポイントの利用状況について
- ⑤ 旅行者の手荷物の取扱いについて
- ⑥ 今後の海上交通の展望と戦略について
- ⑦ 券売機を導入したことについて
- ⑧ 乗船名簿について

であります。

この視察が隠岐島住民の生活の安定と福祉の向上に活かされることを期待するとともに、いろんな計画を広域連合に期待しながら報告を終わります。

資料は議会事務局に保管してございますので閲覧ください。

申し上げておきたいことがあります。

先日台風 21 号の影響でタンカーが衝突して連絡橋が通行できず、約 5 千人が孤立した関西国際空港に取り残された利用者を、大阪湾を挟んだ神戸空港へ輸送する高速船の臨時運航が 5 日に始まり、関西エアポートによると高速船は関西国際空港と神戸空港を結ぶ 110 人乗りの定期船であります。3 隻を 15 分～20 分間隔で運航し、関西国際空港に残るお客さんをピストン輸送すると報道がされましたが、今回視察した海上アクセス事業部がその任に当たっております。

災害時の海上輸送の大切さを教訓にして、住民が安心して利用しやすい運行が大切であることを申し添えておきます。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（井尻 義教）

次に、医療介護常任委員長：4 番 中濱堯介 議員

#### ○4 番（中濱 堯介）

医療介護常任委員会の報告をいたします。

当委員会は今定例会の9月11日の1日間開催いたしました。

今定例会で付託されました、認定第2号「平成29年度介護保険事業特別会計決算認定について」、認定第3号「平成29年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」、認定第4号「平成29年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」の3案件について審査の経過と結果について報告をいたします。

9月11日に所管課長及び関係職員の出席を求め、慎重審議を行いました。審査の結果すべての案件について、全会一致で「認定すべし」といたしました。

審査の経緯、審査過程で出された主な意見、指摘事項また調査事項について報告いたします。

- ① 介護保険事業については、未収金の回収にあたって非常に効果があったことは評価できるとし、今後も引き続き努力するように要望いたしました。
- ② 病院事業会計については、医療従事者の負担を軽減するため、医療従事者の更なる確保に取り組んでいただきたいと強く要望しました。隠岐病院は、未収金対策について医療現場との連携が図られているものの、更なる成果を出せるよう強化月間を設けるなど、引き続き継続して努めるよう指摘しました。新公立病院改革プランをベースに、隠岐圏域における各病院の果たすべき役割を明確にし、取り組んで欲しいと要望しました。

以上、医療介護常任委員長報告を終わりますが、介護保険事業、隠岐島前病院事業、隠岐病院事業に関する事項につきましては、議会閉会中も引き続き調査、研究を続けてまいります。

### ○議長（井尻 義教）

以上で「常任委員長報告」を終わります。

### 日程第2 これより「討論」を行います。

認定第1号「平成29年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてから、議第31号「平成30年度消防事業特別会計補正予算（第2号）」までの8案件を、一括して討論に付します。

討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

以上で「討論」を終ります。

### 日程第3 これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

はじめに、認定第1号「平成29年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてから、認定第5号「平成29年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についてまでの5案件について採決いたします。

本案の各常任委員長の報告は「認定すべし」であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立「全員」であります。

よって、認定第 1 号「平成 29 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてから、認定第 5 号「平成 29 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についてまでの 5 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議第 29 号「平成 30 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」から、議第 31 号「平成 30 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 3 案件について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立「全員」であります。

よって 議第 29 号「平成 30 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」から、議第 31 号「平成 30 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 3 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で採決を終わります。

#### **日程第 4 「委員会の閉会中の継続審査」について、を議題といたします。**

各常任委員長および議会運営委員長から、委員会において審査を終えることのできなかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出がありました。

申出の内容は、お手元に配布の別紙 4 「申出一覧表」のとおりでございます。

お諮りいたします。

本案は各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、本案は各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

以上で委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 11 時 25 分）

（「議長 番外」の挙手あり）

番外 池田広域連合長

#### **○番外（池田広域連合長）**

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会には選任同意案件をはじめ決算認定案件、補正予算案件の 10 議案を上程させていただきましたが、原案どおり可決・決定をいただき誠にありがとうございました。特に指定管理者報告でご議論、ご指導を賜りました隠岐汽船株式会社との協議につきましては、住民の皆様にご理解をいただけるよう今後も協議を重ねて



まいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。今後各構成団体9月議会が始まりますが、井尻議長様をはじめ議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

**○議長（井尻 義教）**

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては2日間にわたり慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことにつきまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、構成団体の議会も控えておりますので、健康に十分留意され、益々のご活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日はこれをもって散会し、平成30年第3回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 11時28分)